

京都府と西日本高速道路株式会社との 地域活性化包括連携協定書

京都府（以下「甲」という。）と西日本高速道路株式会社（以下「乙」という。）とは、相互の連携を強化し、京都府内における地域の一層の活性化と府民サービスの向上に資するため、以下のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は甲及び乙が相互に協力して、双方の資源を有効に活用し、京都府民の安全・安心の向上及び観光・産業振興等地域社会の活性化並びに高速道路及びサービスエリア・パーキングエリア（以下「高速道路等」という。）の利用者の利便性向上及び利用促進を図ることを目的とする。

（協力事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、相互に情報及び意見の交換に努めるとともに、次の事項について連携して取り組むことが可能な案件の検討及び推進に努めるものとする。

- （1） 防災・災害対策など地域の安全・安心の向上に関すること。
- （2） 観光・文化・産業の振興など地域社会の活性化に関すること。
- （3） 環境保全に関すること。
- （4） 交通安全に関すること。
- （5） 高速道路等の利便性向上・利用促進に関すること。
- （6） 技術交流に関すること。
- （7） その他本協定の目的に沿うこと。

（個別の協議）

第3条 甲及び乙は、本協定に基づき、個別の案件を連携して実施することについて合意したときは、具体的な推進方法、役割等に関し協議の上、別途取り決めるものとする。

（有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から平成24年3月31日までとする。ただし、期間満了の1箇月前までに、甲又は乙のいずれかが書面をもって協定終了の意思表示をしないときは、期間満了日の翌日から更に1年間更新するものとし、以後もまた同様とする。

2 甲又は乙のいずれかが本協定の解約を希望する場合は、解約予定日の1箇月前までに書面をもって相手方に通知することにより本協定を解約できるものとする。

(協定の見直し)

第5条 甲又は乙のいずれかから本協定の内容変更を申し出たときは、その都度協議の上、その変更を行うものとする。

(その他)

第6条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し疑義等を生じた場合は、甲乙協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自その1通を保有するものとする。

平成23年 8月 5日

甲 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
京都府知事

山田 啓二

乙 大阪市北区堂島1丁目6番20号
西日本高速道路株式会社
代表取締役社長

西村 英俊